平成20年４月１日から「後期高齢者医療制度」が始まります

平成20年４月１日から、現行の「老人保健制度」が廃止され、新しく「後期高齢者医療制度」が始まります。75歳以上の「後期高齢者」の方は、現在加入されている国民健康保険や被用者保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入（移行）することになります。この後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が運営します。

問 市国保年金課医療福祉係（☎内線2435）
茨城県後期高齢者医療広域連合（☎029-309-1212）

◎後期高齢者医療制度のポイント

①75歳以上の方（一定の障害がある65歳以上の方を含む）が対象です。
②現在加入している国民健康保険あるいは社会保険（被扶養者を含む）を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。
③後期高齢者医療の保険証（被保険者証）は、平成20年３月にお届けします。
④医療費の負担は、原則として１割です。（現役並み所得者は３割です）
⑤保険料率は、11月下旬に決定する予定で、原則として年金から徴収します。
⑥制度の運営は、「茨城県後期高齢者医療広域連合」が行います。
⑦各種申請の受付などの窓口業務、保険料徴収業務は市町村が行います。

❑後期高齢者医療制度の被保険者証

◉加入日について

①平成20年３月31日現在、75歳になっている方（一定の障害がある65歳以上の方で、老人医療受給者証をお持ちの方を含む）は、平成20年４月１日から全員が後期高齢者医療の被保険者になります。
②平成20年４月１日以降に75歳の誕生日を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療の被保険者になります。（一定の障害がある65歳以上の方で認定を受けた方は認定日から）

例）５月５日が75歳の誕生日の場合→５月５日から後期高齢者医療の被保険者

◉「被保険者証」をお届けする時期について

①平成20年３月31日現在、75歳になっている方
➡**平成20年３月中に「被保険者証」をお届けします。**
②平成20年４月１日以降に75歳の誕生日を迎える方
➡**75歳の誕生日を迎える日までに「被保険者証」をお届けします。**

平成20年４月１日から

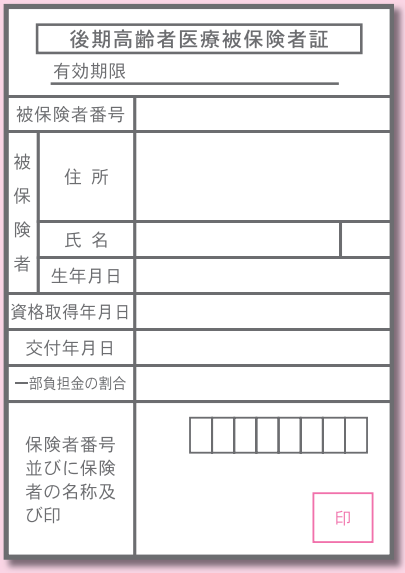

後期高齢者医療被保険者証		
有効期限		
被保険者番号		
被保険者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
資格取得年月日		
交付年月日		
一部負担金の割合		
保険者番号並びに保険者の名称及び印		印

大きさは、現行の老人医療受給者証（縦13センチ、横９センチ）と同じです。

❑後期高齢者医療制度の保険料

◉保険料率について

①保険料率は、県内で統一されます。（11月下旬に決定する予定）
②保険料は、原則として「特別徴収」（年金から天引き）です。年額18万円以上の年金受給者が特別徴収の対象者となります。
※介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の１／２を超える方は、「普通徴収」となり、金融機関の窓口や口座振替で納めていただくことになります。

☆後期高齢者医療制度の詳細については、今後も随時お知らせしていきます。
また、茨城県後期高齢者医療広域連合ホームページ（http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/）でも制度の詳細をご覧いただけます。